

## 第2回経営協議会記録

日 時 平成24年6月25日(月) 15:00~17:00

場 所 柏原キャンパス事務局棟 小会議室

出席者 長尾学長

梶本, 高倉, 高橋, 竹村, 俵, 辻井, 栗林, 若井, 越桐, 成山, 尾前

以上各委員

陪席者 野口監事

開会に先立ち、長尾学長より議事の進め方について、開催通知の順番に進める旨の説明が行われた。引き続き、平成23年度第3回経営協議会及び平成24年度第1回経営協議会の記録確認がなされた。

### 議題(1) 平成23年度決算について

長尾学長及び尾前管理部長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

#### 【主な質疑】

・学生数の定員超過は私立大学では130パーセントまで認められているが、国立大学では110パーセントまでしか認められていない。私立大学の40パーセントが定員割れを起こしている状況への配慮から国立大学の負担が大きくなっていると捉えられるかとの質疑に対して、そのとおりであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・教員免許更新制(以下、「更新制」)について、中央教育審議会の報告で改めて検討するとあったがどういう意味を含んでいるのかとの質疑に対して、当面は継続するという意図だと考えられるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・教員免許状更新講習(以下、「更新講習」)には非常に力を入れているように思うとの意見に対して、教員養成大学として力を入れる必要がある。学内的問題として文部科学省から要請された3000人程度の受講生受入れは、担当教員の負担が大きいため、研究費を増やす形で対応しているとの答弁が長尾学長よりなされた。

・更新講習の効果は出ているかとの質疑に対して、受講者からは高い評価を得ているとの答弁が長尾学長よりなされた。

・決算報告書に記載のある目的積立金の用途は何かとの質疑に対して、目的積立金は決算剰余金(以下、剰余金)を、中期目標・中期計画の達成のために積み立てたもので、本学における用途は「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」のためのものであるとの答弁が栗林理事よりなされた。

・目的積立金について、6カ年の中期計画が終わるころには、ほとんど残らないということなのかという質疑に対して、そのとおりであるとの答弁が栗林理事よりなされた。

・財務省の立場からは黒字であれば、運営費交付金を減額すればいいのではないかという議論になるが、企業努力、自助努力が認められないようなシステムはモラルハザードを起こす危険性があるとの発言がなされた。

・本学の教職員宿舎のうち池田宿舎について、現在の入居率が50パーセント以下となっているとの発言に対して、入居率50パーセントを下回ると、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(以下、「減損会計基準」)に抵触するため、全戸数の半数以上入居している状態が望ましいが、池田宿舎は、かつて柏原キャンパスに移転統合する以前にあった池田分校のための宿舎であったため、池田校

舎跡地を売却した今となつては、入居者が減少する一方である。池田地区の附属学校の教職員の入居も少なく、大阪大学の教職員に入居していただいているものの、入居率50パーセントを下回っているとの答弁が栗林理事よりなされた。

・減損会計基準に抵触する入居率50パーセントを下回っているような宿舎は必要なのかとの質疑に対して、現段階ではどちらともいえないとの答弁が栗林理事よりなされた。また、池田宿舎を売却するようにとの指摘もあるとの補足答弁が長尾学長よりなされ、さらに、池田宿舎は、国立大学法人の保有資産のうち国から承継した資産にあたるため、売却収入のうち経費を除いた50パーセントを納付する必要があるとの補足答弁が尾前管理部長からなされた。加えて、文部科学省は、資産売却収入の50パーセントを納付した大学に効果的な計画や活動があれば、その計画に対して納付分相当額を交付することも検討するとしており、売却するにしても効果的な計画を準備する必要があるとの補足答弁が栗林理事よりなされた。

・資料にあるように、池田宿舎は約580万円の価値なのかという質疑に対して、そのとおりであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・近隣にあるUR都市機構の団地にも空室が目立つため、池田宿舎の活用は難しく、宿舎運営費と売却収入でどちらに利点があるかを考える必要があるとの発言に対して、何か有効活用できるような案があればいいが、経営協議会の判断で売却ということになれば売却するとの答弁が長尾学長よりなされた。

・「授業料免除拡大等による授業料収入の減少」とあるが、授業料免除を認めた学生の割合はどのくらいかの質疑に対して、7.3パーセント程度を見込んでいるとの答弁が栗林理事よりなされた。

・授業料免除の拡大は教育大学にとって重要なことだと考えており、将来、優秀な学生が一人でも社会的に活躍をすれば非常に効果がある。また、パブリシティという考え方もできるとの発言がなされた。

## 議題（2）平成25年度概算要求について

長尾学長及び尾前管理部長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

### 【主な質疑】

・地域手当を10パーセントに引き上げることについて、文部科学省や財務省は認めているのかとの質疑に対して、財務省マターではなく、学内の経営努力の結果であるので問題ないとの答弁が長尾学長よりなされた。

・国家公務員並みに人件費を削減するよう求められているが、国立大学法人は国家公務員法が適用されておらず、教職員給与は就業規則の記載事項となっているため、給与を減額する際には就業規則を変えなければならない。また、労働契約法で労働条件を変化させる場合の方法や手順が定められているため簡単に給与を引き下げることではないのかとの質疑に対して、今回の給与削減に疑問をもっている大学もあるとの答弁が長尾学長よりなされた。また、給与減額については適正な労使交渉の上でとのことであるので、教職員の了解の上で行うこととなる。ただ、国立大学法人の財政状況は厳しく、文部科学省に運営費交付金を削減すると言われてしまえば給与減額を行わざるを得ないという板ばさみ状態であるとの補足答弁が若井理事よりなされた。更に、給与減額については各大学の労使交渉に委ね、文部科学省が行うのは、あくまで、運営費交付金の削減であり、大学としては対応に苦慮しているとの補足答弁が栗林理事よりなされた。

・議題（1）の平成23年度決算における業務達成基準適用事業と、議題（2）の平成25年度概算要求との関連はどのように見ればいいのかという質疑に対して、特定のプロジェクトが概算要求で認

められれば予算を組んで運用するが、認められない場合は、業務達成基準適用事業として積立金を運用して行うとの答弁が長尾学長よりなされた。

・概算要求で認められない事業を積立金を利用して実施できるのであれば、承認が必要な概算要求を通すよりも業務達成基準適用事業として事業を展開した方が自由が効くのではないかとの質疑に対して、実際には自由がない。民間企業であれば、利益として計上された資金を自由に使えるが、国立大学法人ではそうできず、文部科学省に承認を得なければいけないとの答弁が長尾学長よりなされた。

・極端に言えば、剰余金を多く出している大学には、自身の剰余金で事業を行うように指摘されることもありうるのかという質疑に対して、財務省の立場に立てばあり得るとの答弁が長尾学長よりなされた。また、大学への施設関係の事業費は、国立大学法人全体で減少しているため、たとえば建物の更新をしようとしたときに、単年度要求ではなかなか通らない。しかしそうなると大学施設は老朽化するばかりになるため、国立大学法人化の際には、積立する仕組みを作るとされていたとの補足答弁が若井理事よりなされた。

・例えば、国立病院機構や独立行政法人は、業績が上がればそれまで購入できなかった高額の医療機器を買ったり、業務向上のために業績を挙げた医師の海外出張を認めたりといった弾力性があるが、国立大学法人は、すべて承認を得なければいけないのかとの質疑に対して、すべてということではなく、更新講習において収入を得た分を、担当した先生方にインセンティブ経費として支給するなどは大学独自で可能である。また、業務達成基準適用事業についても、基準自体は学内で決定して、目的積立金の金額についてのみ文部科学省から承認を得るという形であるとの答弁が尾前管理部長よりなされた。

### 議題（３）平成２３事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

長尾学長及び若井理事から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

#### 【主な質疑】

・教育大学が生き残るために大学間の連携協力は一つの大きな学長の使命であり、特に京阪奈三教育大学連携において、本学が中核を担うことができるかは重要であると考えている。今後は、従来以上に、京阪奈三教育大学連携の成果をエビデンスベースで出していき、京阪奈三教育大学連携を本学の実績と使命に基づいて考えてほしいとの発言がなされた。

・附属学校をどう捉えていくかという問題は、過去に「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」（以下、「在り方懇」）で議論されていたが、複数大学一法人方式の在り方を考える際に、附属学校をどう捉えていくかについても考えていかなければいけないとの発言がなされた。

・在り方懇の議論に固執せず、今後は、積極的に附属学校を活用することが必要である。インフォーマルな形でも、本学の在り方懇を実施すべきではないかとの発言に対して、本学の在り方については改革構想検討委員会において議論しているところであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

・本学の改革構想検討委員会においてなされている議論を経営協議会にも提示していただき、１０年後に本学がどうなっているかという視座から議論したいとの発言がなされた。

### 報告事項（１）平成２３年度資金運用について

尾前管理部長から資料に基づき報告がなされた。

### 報告事項（２）科学研究費補助金等について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

### 報告事項（３）その他

- 1) 附属平野小学校の報道等について  
長尾学長から報告がなされた。
- 2) 経営協議会の陪席者について  
長尾学長から報告がなされた。
- 3) 京阪奈三教育大学連携及びHATOプロジェクトについて  
長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

**【主な質疑】**

・HATOプロジェクトの参加大学の中には、本学のようにリージョナルネットワーク連携を予定している大学はあるのかという質疑に対して、愛知教育大学は、静岡大学と博士後期課程の共同専攻を実施している。また、北海道教育大学は宮城教育大学と連携しようとしているとの答弁が長尾学長よりなされた。

・文部科学省からの支援がなかったとしても、教員養成大学が連携しているということが一歩前進だと思うとの発言がなされた。

- 4) 教育PROについて  
成山理事から資料に基づき報告がなされたのち、長尾学長から補足説明がなされた。

以上